

令和 8 年度 たからづか手塚治虫生誕 100 周年事業業務委託 仕様書

1 業務の名称

たからづか手塚治虫生誕 100 周年事業業務委託

2 目的

宝塚市の観光の現状として、単一目的の来訪者が多く、来訪者の観光行動として周遊性が乏しく、大半が日帰りとなり滞在時間も短いことから、市内での観光消費の波及が市内全体に及んでいない。また、インバウンドによる来訪が平成27年(2015年)以降停滞しており、これまでにないプロモーションの取組と市全体の観光施策を推進する必要がある。これまで訪れることのなかった層へ関係人口のリーチを拡げ、選ばれる自治体としての存在感を高める必要がある。

令和10年(2028年)の手塚治虫生誕 100 年を契機にマンガの神様手塚治虫の心のふるさと宝塚市として、さまざまなプロモーションを実施し手塚治虫記念館への誘客とまちのにぎわいを創出することで、宝塚市らしいマンガ・アニメの聖地化を目指してまちの魅力をさらに高め、100 年以降もにぎわいが継続するように取り組んでいく。そのために計画策定等の手塚治虫生誕 100 周年に向けた準備や広報を目的とする。

3 業務場所

宝塚市 市内一円

4 業務期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

5 委託業務内容

事業目的を踏まえ、次に掲げる業務を全て含むものとする。

(1) ニーズ調査及び分析

宝塚市と手塚治虫氏及び宝塚市立手塚治虫記念館との関係性に関する認知度等、たからづか手塚治虫生誕 100 周年事業の計画立案に必要な基礎情報を把握するため、次の業務を実施すること。

ア 調査計画の策定

市民、市外からの来訪者、関係団体その他必要と認められる対象に、ニーズ、関心、参加意向等を把握するための調査計画を策定すること。

イ ニーズ調査の実施

アンケート、ヒアリングその他適切な方法により、定量的及び定性的情報を収集すること。

※調査方法及び対象規模は提案によるものとする。

ウ 小規模実証の実施

上記イにより得られたニーズや関心をより具体的に把握するため、小規模実証を調査手法の一環として企画し、必ず1件以上実施すること。

※当該実証は、一定の対象者の参加を伴う試行的取組とし、参加動向、反応、満足度、運営上の課題等を把握し、今後の事業検討に活用可能なデータを取得すること。

※実証の内容、実施規模、実施形式については企画提案に盛り込むこと。

エ 調査結果の報告

上記イ及びウにより得られた情報を整理・分析し、調査結果を成果物として報告すること。

(2) 事業構想及び計画策定

下記の事項に留意して事業構想及び計画を策定すること。

- ①調査及び実証の結果を踏まえ、宝塚市手塚治虫生誕100周年事業の基本方針及び方向性を整理すること。
- ②令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの段階的展開を見据えた計画案を作成すること。
- ③手塚治虫生誕100周年終了後も、マンガ・アニメ文化の振興及び発信が継続的に行われるための仕組み及び体制、並びに事業展開の方向性を計画案に含めること。
- ④本業務の実施にあたっては、宝塚市手塚治虫生誕100周年事業協議会、市、関係団体、地域事業者その他関係主体と適切に連携し、意見の把握および調整を行いながら検討を進めること。また、公共性に配慮し、多様な主体の参画を踏まえた計画となるよう留意すること。

(3) 広告宣伝業務

ア 広報方針の整理

初期調査フェーズにおける認知形成及び関心喚起を目的とした広報方針を整理すること。

イ 周知広報

手塚治虫生誕100年に関する基本的な情報の周知。

※媒体選定、発信方法等は提案によるものとする。

(4) たからづか手塚治虫生誕100周年事業に関する協議会の事務局業務

関係団体で組織するたからづか手塚治虫生誕100周年事業に関する協議会について、次の業務を実施すること。

ア 運営支援

開催(3回程度)にあたり、市と打合せの上、資料の作成、会場準備を行うとともに、進行補助を行うこと。

イ 意見の整理・会議録

意見の整理・対応の検討支援、会議概要の作成を行うこと。

(5) 成果物

ア 成果物

本業務において、受託者は次に掲げる成果物を作成し、業務完了時に提出すること。

- ①ニーズ調査計画書
- ②ニーズ調査結果報告書
- ③事業構想及び計画書
- ④広報方針
- ⑤周知広報物
- ⑥協議会に係る会議資料及び会議概要
- ⑦その他、本業務の実施により作成した資料一式

※⑥については会議開催毎に提出すること。

イ 報告

受託者は、業務の進捗状況について、発注者の求めに応じて適宜報告を行うこと。

受託者は、業務の中間段階において、令和8年(2026年)9月30日までに中間報告を行うこと。中間報告においては、少なくとも次の内容を含むものとする。

- ①ニーズ調査計画の内容
- ②調査および実証の実施状況
- ③現時点における分析結果の概要
- ④現時点における事業構想及び計画の内容
- ⑤今後の業務実施方針

6 疑義

本委託業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議を行い、解決したうえで業務にあたらなければならない。なお、受託者はその内容や経緯、解釈等について任意の様式に記入し、速やかに本市に提出すること。

7 委託業務実施に係る経費

委託業務の実施に係る必要な経費については、受託者の負担とする。

8 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守したうえで本委託を実施すること。

9 事故・災害

本委託業務実施中の事故・災害については、すべて受託者の責任において処理するものとする。ただし、本市の責に帰する事由となる場合は、この限りでない。

10 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本委託業務の処理状況に関する調査への対応や、業務に関して保有する情報の公開を求めることができることとする。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は本市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本市と受託者が協議の上決定すること。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、本市と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は本委託業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は、個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。
- (8) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

12 権利

- (1) 業務において使用及び作成した資料または成果品(以下「成果品等」という。)の著作権、著作権は全て市に帰属する。成果品等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用または転用する場合、著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その了承を得なければならない。

なお、受託者が成果品等を公表することについては、市が指示したもの以外は一切これを認めない。

- (2) 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が本市の責めに帰する場合は除き、受託者の責任、負担において解決すること。